

資源物の正しい出し方 「紙類と未使用食器」

担当 資源対策課
☎046(2552)7985
FAX046(2552)7616

紙類や未使用食器などを資源物として回収し再利用しています。ごみの減量・資源化のため、分別にご協力ください。

排出方法

- 種類ごとにひもで十文字に縛る。
- シュレッダーなどの細かい紙はビニール袋に入れて出す。
- 荒天時は次の収集日に出す。

※収集は紙の種類ごとに行うため、一部残されて見える場合があります。

再利用

資源物として収集した紙類は次の通り再利用しています。

▽新聞紙、チラシ、新聞紙、コピー用紙▽雑誌、ボール紙▽雑誌、絵本、アルバム、菓子箱他▽段ボール▽段ボール▽牛乳パック▽キッチンペーパー(封筒、ポスター、コピー用紙など)は、資源物として回収しています。排出方法を守り、資源物の回収日に出してください。

アルミ箔や写真が添付された紙、緩衝材の紙(靴の詰め物など)は燃えるごみの回収日に出してください。

紙類

新聞紙、チラシ、雑誌、古本、段ボール、ボール紙(菓子・ティッシュ箱など)、牛乳パック、ミックスペーパー(封筒、ポスター、コピー用紙など)は、資源物として回収しています。排出方法を守り、資源物の回収日に出してください。

未使用食器

家庭で不要となった未使用食器を回収し、安価で販売しています。

不要な未使用食器をお持ちの方は、リサイクルプラザ(東原2-16-10)へ持参してください。持参できない方は、「リサイクル希望」と明記した紙を食器に添付して、燃えないごみの回収日に出してください。

資源物とごみの分別収集カレンダー

10月1日(月)～平成31年9月30日(月)のごみの収集日程と排出方法などを掲載した「資源物とごみの分別収集カレンダー」を全世帯に戸別配布します。

10月1日(月)になっても届かない場合は、担当へお問い合わせください。

銃砲・刀剣・爆発物の模造品を捨てる場合

銃砲・刀剣の模造品の排出は、法令違反に問われるだけでなく、犯罪に使用される恐れがあります。

また、爆発物の模造品の排出は、周辺住民の避難や道路の封鎖など大きな影響を与える場合があります。

材質を問わず銃砲・刀剣・爆発物などの模造品を排出する場合は、必ず分解してから排出してください。分解できない場合は、担当へお問い合わせください。

技能功労者等 表彰対象者の推薦

担当 商工観光課
☎046(2552)7604
FAX046(2552)3550

商・工業発展を目的として、市内事業所に勤務する優良な技能者および従業員を表彰しています。以下に該当する方の推薦をお願いします(一項目につき、1名)。

優良技能者

9月30日現在、技能職として同一職業に10年以上従事している方で、優れた技能を持ち、他の模範となっている方。

推薦方法 市役所4階商工観光課、各出張所、市商工会(座間2-2887-2)で配布する推薦調書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、8月1日(水)～31日(金)に事業主および団体長が〒252-1856座間市役所商工観光課宛てに郵送または直接担当へ

優良従業員

9月30日現在、勤続年数が10年以上の従業員で、人物・実績が優秀で、他の模範となり、推薦者が表彰に値すると認める方(家族従業員を除く)。

推薦方法 市役所4階商工観光課、各出張所、市商工会(座間2-2887-2)で配布する推薦調書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、8月1日(水)～31日(金)に事業主および団体長が〒252-1856座間市役所商工観光課宛てに郵送または直接担当へ

座間むかしむかし第四十集

担当 生涯学習課
☎046(2552)8431
FAX046(2552)4311

座間に関する言い伝えなどをまとめた「座間むかしむかし」の第四十集を刊行しました。

同書には、「古代の東海道と座間」と「座間に来た戦国時代の伊勢御師」を収録しています。

古代の東海道と座間

「かつて東海道が座間を通っていた」ということをテーマに、市文化財保護委員の浅野充さんが研究の成果をまとめました。

座間に来た戦国時代の伊勢御師

戦国時代に各地を巡った伊勢の御師について、市文化財保護委員の赤石智子さんが古文書などを分析し、まとめました。

販売・閲覧場所 市役所1階市民情報コーナー

価格 200円(A5判40ページ)

座間に関する言い伝えなどをまとめた「座間むかしむかし」の第四十集を刊行しました。

助成金申請書・企画書の書き方勉強会

担当 市民協働課
☎046(2552)7966
FAX046(2552)3550

助成・補助金の申請などを検討する団体を対象に、実践的な企画申請の勉強会を開催します。

と き 7月23日(月) 午前10時～正午

とこ 座間市民活動サポートセンター(ごまこコミュニティプラザ1階)

定員 20人(申込順)

申込方法 7月19日(木)までに電話またはファクスで問い合わせ先へ

問い合わせ先 座間市民活動サポートセンター
☎046(255)0201 FAX046(255)3243

ご利用ください 「ファミリー・サポート」

担当 子ども育成課
☎046(2552)7969
FAX046(2552)5080

ファミリー・サポートとは、子育てを応援してほしい人と応援したい人をつなぐ事業です。

保育施設や小学校への送迎、通院や冠婚葬祭などの保育など、子育てをサポートします。詳しくは、問い合わせ先へお問い合わせください。

対象 市内に在住する3カ月児～小学6年生の保護者

利用時間 午前6時30分～午後9時

費用 30分450円

申込方法 直接問い合わせ先へ

問い合わせ先 市社会福祉協議会ファミリー・サポート事務局(サニープレイス座間1階) ☎046(266)2003

※事務局の場所が移転しましたので、ご注意ください。

山田由香さんが 人権擁護委員に

担当 広聴人権課
☎046(2552)8087
FAX046(2552)0220

法務大臣から委嘱を受け、7月1日から山田由香さんが新たに人権擁護委員に就任しました。

人権擁護委員は、基本的人権に関する相談の受け付けや啓発活動を行っています。

人権相談

毎月第2火曜日午前9時～11時30分に市役所1階広聴人権課で、差別・いじめ・嫌がらせ問題などの相談を受け付けています。気軽にご相談ください。

人権に関する相談の受け付けや啓発活動を行っています。